

平成 26 年 12 月 1 日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

大切なお知らせです！

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、下記お問い合わせ先への申請が必要です。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
など

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、下記お問い合わせ先へご相談ください。

新たに手当を受給するための申請手続きに必要な書類

児童扶養手当を受給するためには、下記の書類が必要です。

- 戸籍の全部事項証明書（請求者・対象児童）
- 年金手帳（写し）
- 年金証書などの年金額がわかる書類
- 児童扶養手当を受け取るための金融機関の通帳（写し）
- 印鑑
- その他必要書類など

申請者の状況によって必要書類が異なります。所得制限等によっては支給停止になる場合もございますので、窓口にて一度ご相談ください。

平成 26 年 12 月より前であっても、事前に申請が可能です。

支給開始日

- ◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成 26 年 12 月 1 日に支給要件を満たしている方が、平成 27 年 3 月までに申請した場合は、平成 26 年 12 月分の手当から受給できます。
- ◆平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月分の手当は、平成 27 年 4 月に支払われます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

〒077-8601 留萌市幸町 1 丁目 留萌市教育委員会こども課
☎ 0164(42)1808 FAX 0164(43)8778